

別紙

諮問第1766号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視庁高速隊が使用する『交通取締用四輪車高速道路用』210系クラウンアスリート、ナンバー『〇〇』の、〇〇年〇月〇日〇時〇分頃、当該白黒パトカーが首都高速道路の〇〇から〇〇に合流するまでのドライブレコーダー映像」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年11月30日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件不開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年10月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月29日（第234回第三部会）及び同年11月26日（第235回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件不開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、公文書が存在しているか否かを答えることで、特定日時場所において特定所属の特定警察車両に設置されたカメラで撮影された映像（以下「本件請求文書」という。）が現に保存されているか否かを明らかにすることとなり、その結果、犯罪を企図する者等が各種不法行為を潜在化・巧妙化させたり、対抗措置を講じたりするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条4号に規定する情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った。

イ 車載撮影装置について

実施機関は、車載撮影装置について、警察官がパトカー等警察車両に乗車して、警ら、交通違反取締り等の街頭活動に従事する際、取り扱う各種事件事故の証拠保全等に資するため、車内のカメラで撮影された周囲の映像を記録する装置であり、同装置で記録された映像データは、順次上書き消去されていくため、保存の必要がある場合には車載撮影装置専用の外部記録媒体に保存するものとされている旨を説明する。

また、本件決定時の車載撮影装置の運用基準は、車載撮影装置運用要領について（令和5年3月29日通達乙（地．総．機）第39号）により、「車載撮影装置の運用は、警察法第2条に規定する警察の責務を果たすため、現に犯罪が行われた場合等における証拠の保全、警察官の適正な職務執行についての検証等に資するため、パトカー等の運行中は基データを収集（運行時撮影）するものとし、収集した基データは、取締りの相手方や事件関係者などに閲覧させないようにすること。」と規定されている。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

（ア）本件理由付記の妥当性について

審査請求人は、本件不開示決定通知書の開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由に付記した内容（以下「本件理由付記」という。）が、詳述

されておらず、必要十分な拒否理由の提示があったと解することは困難である旨を主張する。

審査会が本件理由付記を確認したところ、その内容は前記アのとおりであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条4号に規定する情報を開示することとなり、条例10条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨が具体的に記載されている。

したがって、本件理由付記は、条例13条1項に規定する、条例11条2項の規定により開示しない理由が、同項に規定する書面により示されており、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものと認められ、本件不開示決定に係る理由付記に不合理な点は認められず、妥当である。

(イ) 条例7条4号の該当性について

審査請求人は、本件請求文書内に他の第三者の車両は映っておらず、実施機関から本件請求文書が保存されていると説明を受けているなどとした上で、存否応答拒否の妥当性は、一般的な適否ではなく、審査請求人が知り得た事情等を考慮して判断されるべきである旨を主張する。

これに対し実施機関は、本件請求文書が現に保存されているか否かを答えることで、車載撮影装置の記録媒体又は同記録媒体から映像データを抽出した外部記録媒体に当時の映像が保存されている事実の有無が明らかとなる旨を説明する。

審査会が確認したところ、車載撮影装置の運用は、各種事件事故の証拠保全等に資することが主たる目的であって、同装置によって収集した映像データは、たとえ事件関係者等であっても閲覧させないことが前提とされた情報であると認められた。また、パトカー等は、もっぱら交通違反取締りや110番通報先への臨場等を通じて各種事件事故を取り扱う車両であることから、車載撮影装置には、交通違反取締りに係るパトカー等の動向のほか、各種事件事故に係る取扱い状況が記録されていると推認される。したがって、車載撮影装置により記録された映像データの保存の有無を答えることは、交通違反取締り時の証拠保全基準や各種不法行為に対する捜査状況等が推測されることにつながり、犯罪を企図する者等が各種不法行為を潜在化・巧妙化させたり、対抗措置を講じたりするなど、犯罪の予防、

鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるため、条例7条4号に該当する。

また、条例に基づく情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権が認められ、開示請求者の属性によることなく、誰が請求しても同様の処分が行われるものであるから、たとえ審査請求人が、本件請求文書について知り得た情報があったとしても、そのことを理由に、条例に基づく公文書開示請求に対して、不開示情報を開示することはできない。

したがって、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで条例7条4号に規定する情報を開示することになるから、条例10条により、実施機関が本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ